

ごかのお知らせ

No.544

役場の代表電話は☎(84)1111です

お知らせ

確定申告に使用する保険税等の納付確認書を交付します

令和2年中に普通徴収(現金納付または口座振替)により納付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を確定申告の社会保険料控除に利用する場合に添付する確認書を役場各担当窓口にて交付します。

なお、役場で確定申告をする方は、確認書の添付は不要です。
※年金から天引きされた保険税等は、年金支払機関(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票等で確認してください。

※納税義務者(被保険者 本人、同一世帯の方、振替口座名義人以外が来庁する場合は、委任状が必要です。

○交付開始日 1月15日(金)
○交付時間

午前8時30分〜午後5時15分
(役場開庁日のみ)

○持参するもの

・本人確認書類(運転免許証等顔写真付きのもの)
・印鑑(スタンプ印不可)

○納付確認書交付場所

・国民健康保険税
・後期高齢者医療保険料
町民税務課 ③窓口

・介護保険料
健康福祉課 ⑦窓口

○お問い合わせ

・町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

・健康福祉課 高齢者支援G
☎(84)0006 (直通)

農業所得確定申告における事前相談会を開催します

毎年1月1日〜12月31日まで
の1年間に農業を営み、農産物の販売による収入があった方は、確定申告をする必要があります。
農業所得を申告する方で、自分では収支内訳書の作成が困難な方を対象に事前相談を次のと

おり実施します。なお、新型コロナウイルス感染症防止のため、必ず、マスクの着用をお願いします。

※青色申告の方については、受付できません。

○日時

・2月4日(木)、5日(金)
両日、午前9時〜午後6時
(正午〜午後1時を除く)

・2月6日(土)
午前9時〜午前11時30分

○場所 役場2階 第2会議室

○相談内容 農業所得収支内訳書作成の補助

○持参する物
農業所得に関する

・出荷伝票や通帳など収入がわかるもの
・領収証など必要経費がわかるもの

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

高額介護合算療養費の申請手続のお知らせ

医療費と介護サービス費の自己負担額(食費・居住費などを除く)の合計額が年間の基準額を超えた場合、基準額を超えた分の額が支給されます。

制度の改正により、後期高齢

者医療保険に加入している方で、支給対象となる方への案内が3月中旬へ変更となりました。通知が届きましたら、案内に従って申請を行ってください。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法は選択できます

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年金からの支払いは、口座振替へ切り替えることができます。

1月29日(金)までに手続すると、4月分の年金からの支払いが中止され、7月から口座振替による支払いとなります。口座振替の依頼が済んでいない場合、併せて手続をお願いします。

また、前述の期限を過ぎて手続した場合、6月分以降の年金から中止されます。

※既に、変更の申出をしている方は、手続不要です。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)